会 報 ≪第433号≫

次代を築くヒューマン・ネットワーク 一般社団法人兵庫県建築会



令和3年12月1日

目 次

I 第496回月例会

「 建築物・内装のデザインが、意匠権の保護対象に加えられました 」

有古特許事務所 弁理士 市川 友啓 氏・・・2~5頁

Ⅱ 会員寄稿

「年末のご挨拶」

神鋼不動産(株) 常任顧問 川端 宏幸 氏(当会副会長) ・・・6 頁

Ⅲ お知らせ 行事予定、黄綬褒章の受章、編集後記 ・・・7頁

Ⅳ 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度、・・・8頁



I 第496回月例会

「 建築物・内装のデザインが、意匠権の保護対象に加えられました 」 有古特許事務所 弁理士 市川 友啓 氏

【会 長 挨 拶】



皆さん、こんにちは。

日ごと秋が深まってまいりました。六甲山の紅葉も見頃となり、少し北に足を延ばせば美しい日本の秋を十分に楽しめるかと思います。

コロナ感染者数も直近 1 週間では 13 人まで減少し、このまま収束を願うばかりです。しかし、油断は禁物で、第6波を阻止するためにも、感染防止対策を継続していただくようお願いします。

さて、2020 年 4 月 1 日施行の改正意匠法により、登録対象に「不動産」である建築物、内装が加わりました。建築意匠や新規性やオリジナリティーが公的に認められるようになりました。

今回の法改正により、設計者は発表前の設計を登録し、デザインの権利を保護できるようになりました。また、逆に安易な模倣による権利侵害が発覚すれば発注者から「契約違反」のそしりを免れ得ないことになりますので、注意が必要です。

一方、従来から我々の建築という創造行為は、 古き先駆者たちの建築への知恵を模写や模倣によ り読み取り、現代人の感性として、そして、技術の 壁を乗り越えて今日に繋がっていると思います。 オリジナリティーと著作権侵害との差異を理解し、 明日に備えていく必要があります。

建築に携わる者として、意匠権の法改正は大変 重要なテーマであります。我々会員にとって必要 な知識となりましたので、本日の月例会で改めて 学ぶことといたしました。

市川先生、よろしくお願いいたします。

【講演内容】



1 はじめに

弁理士の市川と申します、本日はよろしくお願いします。

私は、知的財産権、特に中でも意匠権の専門家 として 2006 年より 15 年以上、業務に携わってお ります。取引先も多岐にわたり、国内外問わず様々 なデザインの権利保護等の業務を行っております。

また、私が所属しております有古特許事務所は 大正 15 年に開設された日本でもかなり伝統のある事務所でございます。

本日のテーマですが、意匠権は形の権利でして、 審査期間が短く、目で見て分かる権利であるため、 他社への牽制効果、特許性の有無にかかわらず、 形から保護できる、といったメリットが特に最近 注目され活用が拡大している権利です。

昨年4月に改正意匠法が施行され、建築物、内 装が保護対象に含まれることになりました。

このことは、意匠権として保護できるようになったことを意味する以上に、他社が意匠権によりデザインを保護していないか、意匠権を取得していないか、その動向について継続的に調査する義務が各社において生じたことを意味します。

2 意匠権について

(保護の内容)

意匠権は、各国ごとに保護されるもので、日本においては「日本国内で、登録意匠と同一・類似の

意匠を出願から 25 年間独占的に実施する権利」というものです。

時々国際特許権、国際意匠権という言葉で国際 的に通用する権利が存在するかのようにいわれる ことがありますが、そのような権利は実在しませ ん。それぞれの国で権利を取得する必要があるの です。

(手続き)

意匠権の取得には手続きが必要で、出願を行って、審査を受け、そして、登録されて権利が発生します。また、出願において特に重要なのは願書に「保護を求める物品名」を記載し、この願書に形態を示す「図面」を添付するということです。

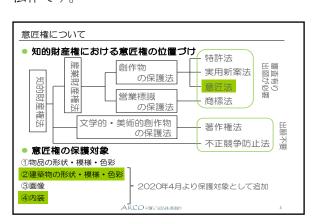
(知的財産権における意匠権の位置づけ)

意匠権は、知的財産権と総称される権利の一つですが、大きく分類すると三つに分かれています。一つが産業財産権といわれているものであり、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の4つ含みます。そして2つ目が文学的・美術的創作物の保護法である、著作権法であり、あと一つが不正競争防止法です。

特許、実用新案、意匠、商標は、いずれも出願が 必要で、審査を経て、登録されると保護されるも のです。

不正競争防止法は財産権ではないので、ライセンスの対象になるものではなく、国が決めた幾つかの行為を不正競争行為とし、この行為について規制するというものです。

著作権法は、元々芸術の分野の創作を保護する 法律です。



(意匠権の保護対象)

これまで物品の形状、模様、色彩が保護対象として登録されてきましたが、新たに建築物の形状、模様、色彩、画像、内装が追加されました。

3 保護対象の変遷

意匠制度について、世界的には、16世紀頃のフェレンツェで織物デザインの意匠が保護されたことに始まるとわれています。日本では、高橋是清が今の特許庁長官に相当する職にあった明治 21年に意匠条例が施行されたことに始まります。そしてこの条例が明治 32年に法律となり、大正 10年に保護対象が物品の外観として明文化されました

第2次世界大戦後、日本からの輸出品の模倣が 国際問題となり、昭和34年に意匠法の改正が行わ れました。この意匠法が、現行法といわれている 法律になります。ここで保護対象が「物品の形状、 模様、色彩」と明文化され、物品とは「有体動産の み対象」と規定されました。

そして、近時の産業構造の変化などにより、知的財産が重要視されるようになり、法改正が相次 ぐようになりました。そして昨年建築物、内装等 の保護が可能になり、保護の範囲がさらに広がり ました。

4 これからの建築物の保護について

(新たに保護対象となったもの)

意匠法での建築物は建築関係法の定義とは少し違い、「土地の定着物で、人工構造物であること」とされています。土地そのものや造成したにすぎないものは保護対象外ということです。

内装は、「複数の物品等により構成した内装」が 対象となります。



(法改正が事業に与える影響)

「自社のデザインの保護」と「他社の権利化動 向」の二つがキーワードになると思います。

「自社のデザインの保護」は意匠出願すること により、他社にまねされることを防止する、他社 にデザインを取られることを防止するという意味 ですが、これを実行するかどうかは各社の意向に よると思われます。

ただ、「他社の権利動向」については、各社にお いて、対策を取る必要があると思われます。既に 登録されている権利については、できるだけ避け ていくことが必要になってきますので、意匠権は 非常に牽制効果が期待される権利といえます。

「意匠権侵害」は、登録意匠及びこれに類似す る意匠を業として実施することをいいます。すな わち、建物の意匠権の類似範囲には、用途・機能が 同一・類似であって、形態も同一・類似の建物が含 まれます。そのため用途・機能が異なれば形が似 ていても権利侵害とはなりません。

権利侵害があれば、差止請求、損害賠償請求、不 当利得返還請求、信用回復措置請求(謝罪広告等)、 刑事責任の追求などが権利者に認められます。

差止請求は建築物で見ますと、建築行為の停止、 予防請求には、建築差止、使用中止、引渡の差止等 が含まれ、建築物の取り壊しも含まれることにな ります。

損害が非常に大きくなるので、建物の取り壊し が認められるケースは少なくなるように思われま すが、認められた場合のコストを考えると、事前 の対策は非常に大切です。

改修等が困難なときはロイヤリティの支払いに よる解決を図ることが考えられますが、非常に高 額を請求されるおそれがあります。

さらにもう一つ検討が重要なのは、誰が侵害者 となるかという問題です。

施主の場合は、個人か業務かによって違います。 意匠権は、業として実施に及ぶため、通常、個人の 場合は、権利侵害の主体とはなりませんが、オフ ィスビルのオーナーなどは業務使用となり、権利 侵害の主体となります。

建設会社の場合は、ダイレクトに意匠権の侵害 になり、通常このような事案においては矢面に立 つことになります。

設計事務所の場合は、設計図面の提供が意匠権 の侵害になる可能性がありますが、条件等があり、 その判断はケースバイケースになると思われます。

(権利侵害への今後の対応)

今回の法改正により、建物の取り壊し請求、高 額なロイヤリティ請求を受け、多額の損害が発生 する可能性があるため、事前の侵害調査が非常に 重要になってきます。

建設会社が設計業務を外部委託している場合は、 設計図面の納品時に意匠調査報告書の添付を求め る必要があると思います。また会社独自の意匠調 査の実施も検討しておくことも重要です。

設計事務所の場合も一端このようなことが起こ ると、建設会社ほどではありませんが、今後の取 引に大きな影響が出ることになりかねませんので、 社内等で模倣リスクを周知しておくことが非常に 重要となります。

また、調査に関するもの以外では、意匠出願を 行うことと、契約における侵害保証条項を設ける ことが重要となります。建築工事請負契約等を締 結するとき、建築物または内装が意匠侵害をして いないことの保障条項を入れておくとか、紛争が 生じたときに対応を義務づける事も大切になって きます。

意匠権侵害

● 権利侵害の主体

施主(個人使用) 通常、権利侵害の主体とはならない (業としての実施行為のみが侵害行為であるため)

(業務使用) 通常、権利侵害の主体となる 建設会社 建築行為は、意匠権侵害となる

設計図面の提供が意匠権侵害(間接侵害)となる可能性 設計事務所から施主に引き渡しを行う場合は引き渡し行 設計事務所

為が、意匠権侵害となる

建物の用途

個人使用 通常、引き渡し後は、建設会社への損害賠償請求権が残る 業務使用 通常、引き渡し後も、損賠償請求権に加え、施主への差止請求 権が残る

(意匠出願の意味)

意匠出願の意義は、

- ①差止請求等 他社の実施を排除することが可能 になること
- ②他社への牽制
- ③自社デザインのオリジナリティーの証明
- ④自社デザインの信頼性の向上、デザインのアピ ールなどの効果があると言われています。

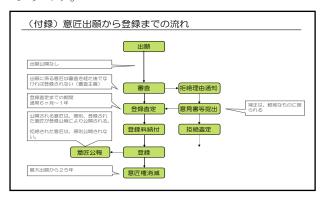
私の日々実務の中で意匠権の特徴として②他社 への牽制の効果が非常に大きいと感じています。 意匠関連で裁判にまで発展するケースは比較的少 ないですが、意匠権はどのような権利か理解しや すいため、他社がその権利を避けることが比較的 容易です。そうすると結果的に自社のデザインの 独自性を確保できる効果が生まれてきます。

また意匠出願では審査がありますが、その過程 で世の中のデザインと類似していないかの判断が なされます。そのため意匠登録されるということ はオリジナリティーの証明が公的になされること になるわけです。

(意匠出願に当たっての留意点)

- ①意匠出願は意匠ごと個々にする必要があること
- ②審査によって拒絶されることがあること
- ③意匠出願は先願主義であること
- ④新規性が重要で、自己の意匠を含む一般に知られている公知の意匠と類似しないこと
- ⑤一般的に知られている公知の形態等とから容易 に創作されたものでないこと
- ⑥公表前に出願すること

意匠登録をする権利は、創られた人、考えた人などあくまでも人ですので、会社ではなく従業員とかデザイナーになります。その人がまず出願を行う権利を取得します。そのため、会社が出願する場合にはその権利を譲り受ける必要があります。一般的には職務規程等で規定しているところが多いようです。



(商標登録)

建物の外観や内装は商標としても登録される可 能性があります。

継続使用するによって消費者がその形状を見ると、どの建物かわかるような状態に至った場合には商標登録が認められる場合があります。

内装の意匠についても、同様なことが想定されています。

(付 録)

最後に、意匠権の内容のポインを説明します。

①部分意匠

部分意匠とは一部分について保護するもので図面などにおいて権利部分とそれ以外の部分とを書き分けて「意匠説明」欄等に権利部分の特定方法が記載されているものです。特徴部分のみの保護となるため権利範囲能が広い権利となります。

②関連意匠

本意匠と類似する意匠の登録を認めるものです。 複数の意匠が関連意匠として登録されると、通常、 各々の意匠の権利範囲が広く解釈されます。

意匠権は、単独での登録では、狭く解釈されが ちですが、関連意匠を使うことにより、実質的に その範囲を広げることができます。

③秘密意匠

時々使われるものですが、登録日から3年以内 において意匠に関わる物品、図面等、出願内容を 公開しない制度です。

意匠権者は明らかになりますが、何を保護しているのか不明となるため、同業他社等に対する牽制効果を期待して、利用されることがあります。

以上で、私の話は終了となります。ご清聴あり がとうございました。



【お礼 川端副会長】

本日は、お忙しい中、貴重なご講演を頂きありがとうございました。

本日は、私たちの仕事にも関係する意匠権の問題は興味ある問題であり、大変勉強させて頂きました。

この問題は、施主、設計事務所、建設会社に取りましても、今後さらに深く勉強しておかないと、 大変なことになるかもしれないと実感いたしました。

今後、様々な分野で我々がどのような対応が必要かということも検討していきたいと考えており、その際には市川先生にご相談させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

Ⅱ 年 末 の ご 挨 拶

神鋼不動産 (株)

常任顧問 川端 宏幸(当会副会長)

今年も、コロナ禍に明け暮れた一年でした。兵庫県建築会も新年交流会は中止、総会も限定した形での開催でしたが、4回の理事会と5回の月例会を開催させていただきました。この一年間の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

この間、在宅勤務等の新しい働き方や外食を極力減らすという新しいラフスタイルも定着してきたように思えます。しかしながら、楽しい旅行だけは、ままなりません。そこで、少し学生時代の旅の思い出をご紹介したいと思います。

昭和 40 年代後半の、ちょうど学生紛争の末期で、今のコロナ禍ではありませんが、授業も開かれず、厭世的な世情にありました。時間だけは十分ありましたので、国鉄の周遊券をもって、一人であてのない自省の旅をしていました。

北海道に行ったときには、宿代を浮かすために、 札幌から旭川まで行く夜行列車で夜を明かしたり しました。小樽も今は運河が整備され、倉庫を店 舗に改装して大層にぎわっていますが、当時は、 運河を埋め立てて下水道の整備をする計画になっ ていて、ずいぶん荒れ果てた風景でした。

礼文島に行ったとき、早大土木の二人の学生と仲良くなり、彼らが運転していた車に便乗させたもらい、網走から釧路方面に同行しました。一人は坊ちゃん風、もう一人は苦労人といった風情でしたが、いまごろどうしているのかと懐かしく思いだされます。

東北に行ったとき、柳田國男の遠野物語という 浅知識から、遠野を訪れました。昼間に商店街ら しきところを歩いていて、少し休憩を取りたかっ たので、1 軒だけあった喫茶店に入りました。しば らくすると、その店の30歳くらいの主人から、ど こから来たのとか話しかけられ、それから話が弾 み、一宿一飯のお世話になることになりました。

そのご主人は、国士舘大学を出て東京でしばらく勤めたのちに、遠野に帰ってきて、喫茶店を経営する傍ら、市内の高校でバンドの指導をしているとのことでした。そのせいか、女学生らしき女性が出入りしていました。その晩は、ご両親とともに、馬肉と白菜の煮物を初めていただきました。

翌日、ご主人に釜石駅まで車で送っていただくことになりました。下車してお別れ際に、ご主人から、来年、喫茶店にいた女学生と卒業したら結婚すると告げられました。そのご主人とは、その後、年賀状のやり取りをしましたが、数年で途絶えてしまいました。

それから 30 年後、盛岡に行った帰りに、ふと当時が懐かしくなり、遠野を訪れてみました。昔の記憶を頼りに、喫茶店を探しましたが、すっかり商店街ではなくなっていて、それらしき建物と思われるお住まいの方もご不在でした。近くのお店の方に尋ねたところ、すでに喫茶店はやめられ、ご両親もなくなり、そのご主人も外に働きに出られ、奥さんが一人でおられるとのことでした。

神戸に帰ってから、早速、当時のお礼と近況のお手紙をさしあげたところ、ご主人は、仕事の関係で数カ月に一度帰られ、二人の子供さんもすでに独立されているとのことで、ひととき、それぞれの人生の歩みに思いを馳せました。

沖縄に行ったときの思い出をもう一つ。このときは、友人と行きました。沖縄から8時間、船に揺られて石垣島に渡りました。石垣島を一周することになり、初日は、海辺でテントを張って、泊まることにしました。マングローブの林には、ハブがいる可能性がありましたので、砂浜にテントを張りました。雲一つない青空のもと、夕飯の準備を始めました。そして出来上がったころになって、急に雲行きが怪しくなりだし、暴風雨に見舞われ、取るものもとりあえず、着の身着のままで、近くの民家に駆け込みました。民家の方は、そんなことがよくあるのか、特に驚くこともなく、受けれてくださいました。当地は亜熱帯気候にありますから、いわゆるスコールだったのでしょう。

翌朝、天候は回復していたので、テントや身の 回り品は、流されているだろうと諦め気分で、海 辺に行ったところ、幸運なことにテントや身の回 り品は、流されずにそのまま残っていました。私 たちは、小躍りして駆けつけ、身の回り品を回収 しましたが、その中に、読みかけの梅原猛の「水底 の歌」がありました。

「水底の歌」は、ご存知の方も多いと思いますが、飛鳥時代の歌人・柿本人麻呂は、流罪に処せられ水死したとの梅原史観の書物ですが、私たちももう少しで水底に沈んでしまうところでした。

昭和 50 年(1975 年)に兵庫県に入庁して地域問題に取り組もうとしたのも、このような学生時代の人との出会いや各地の気候・風土に触れた経験があったからだと思います。

当時は、高度成長期からの転換が求められていましたが、現在の成熟社会においては新たな価値の創造が求められています。兵庫県は、特に気候・風土に恵まれ、様々な文化が培われて来ました。

会員の皆さまもとも、この良さを共有し、新し い建築文化の創造に努めていきたいと思います。

Ⅲお知らせ

◎行事予定

1 事業推進委員会

日時:令和3年12月9日(木)

 $16:00\sim17:30$

場所:神戸三宮東急 REI ホテル

講師:兵庫県県土整備部まちづくり局長

西谷 一盛 氏

内容:「兵庫県のまちづくり施策の現状と

今後の動向について」

2 新春会員交流会

日時:令和4年1月12日(水)

 $17:30\sim19:30$

場所:神戸三宮東急 REI ホテル

3 第498回月例会

日時:令和4年2月8日(火)

 $13:00\sim14:00$

場所:神戸三宮東急 REI ホテル

講師:兵庫県青少年本部 理事長

梅谷 順子氏

内容:「ひょうご出会いサポートセンター」

4 第499回月例会

日時:令和4年3月10日(木)

 $13:00\sim14:00$

場所:神戸三宮東急 REI ホテル

講師:京都工芸繊維大学 名誉教授

武庫川女子大学 教 授

石田 潤一郎 氏

内容:「兵庫の近代建築」

なお、これら行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑みて、中止、延期等が想定されます。 変更等のお知らせは郵便、メール等でご案内しますのでご了知ください。

◎黄綬褒章の受章

当会会員 岡 榮治氏(株式会社岡工務店 取締 役社長)が長年の功績が認められ、黄綬褒章を受 章されました。おめでとうございます。

◎編集後記

今年もコロナ禍に明け暮れた1年でした。感染 者数、重症者数、死者数など色々な指標は第5波 と比べて、驚くほど数値が下がっています。

欧米諸国等では日々の日常を戻しつつありましたが、最近では過去最高の感染者数を数え、ロックアウトの実施などにより緊迫の度合いも増しています。さらに、新しい変異株のことが世界を騒がせています。

日本だけが感染患者数の激減現象が起こっており、明確な理由もあまり示されていません。専門家の多くはこのまま収束はせずに、第6波が来ることは間違いないと言及しています。

もう少しの辛抱だと信じて、どうか感染予防に 留意してください。

また、今年の冬は太平洋の赤道付近東部の海水温が下がる、所謂「ラニーニャ現象」が起こっているといわれています。この場合は、日本において厳しい寒気や大雪をもたらすことが予想されるそうです。

コロナ対策も大変ですが、寒さによる色々な災 害のことも頭の片隅においていただければと思い ます。

[■] 事務局 : 吉本義幸、石井滝実子

| 電話: 078-996-2851 | FAX: 078-996-2852

Email : archit-k@axel.ocn.ne.jp



安心をカタチに

兵庫県住宅再建 共済制度 フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「くらし」



今後、もしも!!

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30 年以内の発生確率 最大 80%!
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5 万棟!

活断層地震が発生したら

▶油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら 豪雨による災害が発生したら

住まいの再建に備えて兵庫県が寒間でる共助のし《部』

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

住宅再建共済

一部損壊特約

年額5,000円で 再建、補修時等に

最大600万円給付!

※半壊(損害割合 20%)以上

年額500円で

補修時等に **25**万円給付!

|※損害割合10%以上20%未満

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

家財再建共済

単独加入 年額1,500円で 住宅とセット 年額1,000円で

購入・修復時に 最大 50万円 給付!

※ 床上浸水・半壊以上

- ※ 住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。
 - 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
 - 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
 - ●地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ -

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター 078-362-9400(平日9:00~17:00) FAX:078-362-4082

E-mail jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp

「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・ 県民局・県民センター・市役所・町役場・ 郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、 インターネットからのご加入が便利です!

-8-